

社会福祉法人智頭町社会福祉協議会役員等の 報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第10条並びに第25条の規定による社会福祉法人智頭町社会福祉協議会(以下「本会」という。)の役員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定める。

(役員等)

第2条 本会の役員等は、理事、監事、及び評議員とし、委員は、智頭町社会福祉協議会委員会設置要項、及び評議員選任解任委員会設置運営規程に規定する委員とする。

(報酬)

第3条 本会の役員等報酬は、次のとおりとする。

- (1) 本会を代表する非常勤の会長理事 月額 80,000 円
- (2) 臨時一時金
1項および2項に定める報酬の他、社会福祉法人智頭町社会福祉協議会職員給与規程第34条第2項に準じて臨時一時金の支給を行うことができるものとする。
- (3) 会長理事、常務理事、常勤理事を除く理事および監事
報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に第4条に定める費用を弁償する。
- (4) 評議員
報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に第4条に定める費用を弁償する。
- (5) 委員会設置要項、及び評議員選任解任委員会設置運営規程に規定する委員
報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に第4条に定める費用を弁償する。

(費用弁償)

第4条 本会の役員等の費用弁償は、次に定めるものとする。

- (1) 会長理事、常務理事、常勤理事を除く理事
会議等出席1回につき、3,000 円
- (2) 監事
会議等出席1回につき、3,000 円

(3) 評議員

会議等出席1回につき、3,000円

(4) 委員会設置要項、及び評議員選任解任委員会設置運営規程に規定する委員

会議等出席1回につき、3,000円

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の議決による。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年12月16日から改訂、施行する。

この規程は、平成21年4月1日から改訂、施行する。

この規程は、平成25年6月1日から改訂、施行する。

この規程は、平成29年6月20日から改訂、施行する。

この規程は、平成30年3月27日から改訂、施行する。

この規程は、2020（令和2）年9月24日から改訂、施行する。